# 医療従事者の負担軽減及び 処遇改善に資する計画(令和元年度実績)

令和2年4月 留萌市立病院

### 1 勤務医(医師)の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画及び実績

#### ア 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担

項目	具体的な取組み内容	令和元年度実績
初診時の予診の実施	・看護師が実施しているが、看護師以	・看護職員が実施した。
	外の職種への拡大等を検討する。	
静脈採血等の実施	・看護師が実施しているが、看護師以	・看護職員が実施した。
	外の職種への拡大等を検討する。	
入院の説明の実施	・看護師が実施しているが、看護師以	・看護職員が実施した。
	外の職種への拡大等を検討する。	
検査手順の説明の実施	・看護師が実施しているが、看護師以	・看護職員が実施した。
	外の職種への拡大等を検討する。	
薬の説明及び服薬指導	・病棟に担当薬剤師を配置し、病棟薬	・薬剤師が薬の説明及び服
	剤業務として投薬前説明、退院時	薬指導を実施した。
	薬学的管理指導及び薬剤管理指導	
	を実施する。	
医師事務作業補助の実施	・病棟及び外来部門に医師事務作業	・病棟及び外来部門に医師
	補助者を配置し、診断書等の作成	事務作業補助者を配置
	補助、オーダリングシステムへの	し、医師事務作業を補助
	代行入力、外来診療補助を実施す	した。
	る。	
	・医師事務作業補助者を増員し育成	・5名の医師事務作業補助
	を図る。	者を増員した。

#### イ 医師の勤務体制等にかかる取組

項目	具体的な取組み内容	令和元年度実績
勤務計画上、連続当直を行わ	・オンコールも含め、2 夜連続での当	・2夜連続での当直割振り
ない勤務体制の実施	直割振りは行わないよう努める。	を行なわなかった。
当直翌日の業務内容に対する	・オンコールも含め、当直翌日の業務	・当直翌日の業務軽減及び
配慮	軽減及び休息確保に努める。	休息確保に努めた。
育児支援制度を活用した短時	・中学校就学の始期に達するまでの	・1名が育児短時間勤務を
間勤務医師の活用	子を養育する職員は育児短時間勤	取得した。
	務及び始業終業時刻を変更する早	
	出遅出勤務制度を説明し周知す	
	る。	

## 2 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画及び実績

項目		具体的な取組み内容	令和元年度実績
業務量の調整	時間外労働が	・病棟などの状況に応じて他部署か	・業務量が増加し時間外
	生じないよう	ら応援看護師を派遣する。	労働が生じた。
	な業務量の調	・多様な勤務形態の導入により業務	
	整	量を分散する。	
	薬剤師	・病棟薬剤師の導入により持参薬確	·新入院患者2,705
		認業務等を分担する。	人のうち1, 756人
			の持参薬確認業務を実
看護職員と多			施した。
職種との業務	リハビリ職	・リハビリ実施患者にかかる移送業	・病室からの移送業務を
分担		務の軽減を図る。	実施した。
	臨床検査技師	・外来における検査に必要な採血業	・未実施
		務の分担を検討する。	
多様な勤務形態	<u> </u>	・夜間専従看護師を導入する。	· 7名配置した。
	院内保育所	・満3歳に達する年度末まで利用可	<ul><li>・22名が利用した。</li></ul>
		能	
		・土曜保育の実施	・37日間開設した。
	超過勤務及び	・妊娠中に所属長へ申し出ることで	・4名から申し出があっ
	深夜勤務の制	超過勤務及び深夜勤務しないこと	た。
	限	が可能	
	業務軽減等	・妊娠中に所属長へ申し出ることで	・実績なし
		業務の軽減等が可能	
	産前産後休暇	・産前8週間前から産後9週間を経	・4名が取得した
		過するまで取得可能	
妊娠・子育て	育児休業制度	・子が3歳に達するまで取得可能	・7名が取得した。
中、介護中の	育児支援制度	・中学校就学の始期に達するまでの	・1名が取得した。
看護職員に対		子を養育する職員は育児短時間勤	
する配慮		務及び部分休業が取得可能	
		・生後1歳未満の子を養育する職員	・実績なし
		は育児時間(1日2回各60分以	
		内)が取得可能	
	子の看護休暇	・中学校就学の始期に達するまでの	<ul><li>・28名が取得した。</li></ul>
	制度	子を養育する職員は年5日(子が	
		2人以上は10日)取得可能	
	超過勤務の免	・3歳未満の子を養育する職員は超	・実績なし
	除・制限及び	過勤務をしないことが可能	
	深夜勤務の制	・小学校就学の始期に達するまでの	
	限	子を養育する職員等は超過勤務及	

		び深夜勤務を制限することが可能	
	介護支援制度	・要介護者の介護のために連続する	· 実績なし
		6月の期間内で必要な期間に勤務	
		しないことが可能	
		・要介護者の介護のために連続する	
		3月の期間内で必要な期間に1日	
		の勤務時間の一部を勤務しないこ	
		とが可能	
	短期介護休暇	・要介護者の介護及び要介護者の必	· 実績なし
	制度	要な世話をする職員は年5日(要	
		介護者が2人以上は10日)取得	
		可能	
夜勤負担の軽	夜勤従事者の	・夜間専従看護師の導入によるその	・7名配置した。
減	配置	他夜勤従事者の負担軽減	
	月の夜勤回数	・月5回を上限として設定	・目標を達成できた。
	の上限設定		

#### 3. 医師業務等役割分担推進計画及び進捗状況

- ・看護師による特定行為の推進
  - ①栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連
  - ②血糖コントロールに係る薬剤投与関連

#### 【進捗状況】

当院において特定行為研修を受講できるよう、関係機関と調整し、研修機関の指定に向けて準備を進めている。